⑸　家畜の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。また、当該区域内の家畜の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、鹿等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。

2　制限区域の変更

⑴　制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

⑵　制限区域の縮小

１の⑴の①の区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径１キロメートルまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から５キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

3　制限区域の解除

⑴　移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

①　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条の規定に基づくと殺、法第21条の規定に基づく死体の処理、法第23条の規定に基づく汚染物品の処理及び法第25条の規定に基づく畜舎等の消毒（１回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後52日が経過した後に実施する第11の２の⑵の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。

②　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後63日が経過していること。

⑵　搬出制限区域

第11の２の⑴の発生状況確認検査において、移動制限区域及び搬出制限区域内の全ての農場で陰性を確認した時に解除する。

4　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

⑴　生きた家畜

⑵　発生農場及び発生農場から半径１キロメートル以内の区域にある農場（第11の２の⑴の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

⑶　移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って63日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

⑷　家畜の死体

⑸　排せつ物等

⑹　敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5　制限の対象外

⑴　制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

①　発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、排せつ物等、敷料又は飼料について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動することができる。

②　移動時には、次の措置を講ずる。

ア　移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。

イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ　複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ　移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ　移動経過を記録し、保管する。

③　焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。

ア　運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ　焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

⑵　制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、⑴の③のアからウまでの措置を講ずる。

⑶　制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

⑷　その他

⑴から⑶までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後63日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該63日間経過後、発生状況、移動に伴う病原体の拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、次のとおり制限の対象外を設けることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

①　移動制限区域内のと畜場の事業を再開すること。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

②　移動制限区域外から移動制限区域内へ家畜を移入すること。

第９　家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

口蹄疫防疫指針第９を準用する。

第10　消毒ポイントの設置（法第28条の２等）

口蹄疫防疫指針第10を準用する。

第11　病原体の浸潤状況の確認

1　疫学調査

⑴　疫学調査の実施方法

都道府県は、第３の４の⑵による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、病原体に汚染されたおそれのある家畜（以下、「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。